平成２２年（フ）第１６４号
神奈川県高座郡寒川町宮山968番地　旭ファイバー社宅Ａ―406
債務者　西岡　誠士
1　決定年月日時　平成22年３月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　會田　　努
4　破産債権の届出期間　平成22年４月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年５月18日午後１時40分
6　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２５７号
東京都府中市住吉町４丁目30番地の10森田ハウスＢ
債務者　白鳥　孝樹
1　決定年月日時　平成22年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　増井　　賢
4　破産債権の届出期間　平成22年４月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年５月31日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第２８３号
富山県砺波市永福町５番８号　セトルエミ105号室
債務者　野村　健治
1　決定年月日時　平成22年３月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　賢治
4　破産債権の届出期間　平成22年４月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年６月３日午後１時40分
6　免責意見申述期間　平成22年６月２日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２２年（フ）第６５号
熊本市帯山５丁目15番24号
債務者　山本　伸二
1　決定年月日時　平成22年３月15日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石部　雄一
4　破産債権の届出期間　平成22年５月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年６月３日午前10時
6　免責意見申述期間　平成22年６月２日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第６６号
熊本市帯山５丁目15番24号
債務者　山本　待子
1　決定年月日時　平成22年３月15日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石部　雄一
4　破産債権の届出期間　平成22年５月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年６月３日午前10時
6　免責意見申述期間　平成22年６月２日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第２８８号
埼玉県越谷市大字南荻島3792番地５
債務者　村山　文雄
1　決定年月日時　平成22年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　浅川　　一
4　破産債権の届出期間　平成22年４月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年６月22日午前11時
6　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第６３１号
新潟県新潟市西蒲区巻甲1420番地11
債務者　山嵜　祐子
1　決定年月日時　平成22年３月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　齋藤　貴介
4　破産債権の届出期間　平成22年５月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月９日午前11時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第９５号
新潟市西区寺尾上１丁目３番25号
債務者　石田　瑞穂
1　決定年月日時　平成22年３月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　若槻　良宏
4　破産債権の届出期間　平成22年４月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月21日午前11時15分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１１３号
鳥取県鳥取市吉成２丁目15番14号　ハイツ吉成205号、旧住所鳥取県鳥取市大杙229番地14
債務者　平田美恵子（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成22年３月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松本美恵子
4　破産債権の届出期間　平成22年４月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月27日午前10時20分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成22年５月27日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３４号
鳥取県八頭郡智頭町大字大背1199番地１
債務者　上原　忠男
1　決定年月日時　平成22年３月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松本　光寿
4　破産債権の届出期間　平成22年４月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月27日午前10時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成22年５月27日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第６４８号
北海道雨竜郡雨竜町字満寿32番地30
債務者　入倉　伸一
1　決定年月日時　平成22年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　辻本　純成
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年６月９日午後３時40分
5　免責意見申述期間　平成22年６月２日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第９号
北海道旭川市５条通15丁目1408番地の２　第３ニッケンハイツ４Ｆ―402号
債務者　清和　藤雄
1　決定年月日時　平成22年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　林　　孝幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年６月３日午後２時20分
5　免責意見申述期間　平成22年５月27日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１４号
北海道旭川市春光７条８丁目５番８号
債務者　渡邊　景一
1　決定年月日時　平成22年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　元弥
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年６月３日午後２時10分
5　免責意見申述期間　平成22年５月27日まで
旭川地方裁判所民事部